

社会福祉法人皆幸希福祉会役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員
の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆幸希福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第14条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第14条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、役員等が市の区域内において会議等の招集に応じたときは、費用弁償として1日2,000円支給する。ただし、阿賀野市外の役員等については、1日3,000円とする。

4 前項に定める支給額から、法令に定める税金等を控除することができるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年3月1日より施行する。